

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第三十九号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事 大矢半次郎君 木内 四郎君

委員

黒田 英雄君 西川基五郎君 溝淵 春次君 小宮山常吉君 小林 政夫君 田村 文吉君 森 八三三君 大野 幸一君 波多野 鼎君 菊田 七平君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君 日本専売公社監理官 久米 武文君 大蔵省主税局長 平田敬一君 大蔵省主税局税制課長 泉 美之松君 大蔵省主税局税関部長 北島 武雄君

事務局側

常任委員 木村常次郎君 会専門員 会専門員 小田 正義君 会専門員

本日の會議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特

例に関する法律案(内閣送付) ○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税規則取締法等の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件 ○委員(平沼彌太郎君) それでは第三十八回の大蔵委員会を開催いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案、予備審査、これについての提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(西村直己君) 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は日米行政協定の締結に伴い、協定の円滑な運営を図るためたばこ専売法、塩専売法等の特例を設けることを目的としたものであります。

その内容の概略を申し上げますと、先ず製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩の輸入の特例を設けたことでありま

す。即ち、製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩につきましては、現行専売法規によれば、日本専売公社以外の者が輸入するときは、公社の委託又は許可を受けなければならぬこととなつておりますが、合衆国軍隊がその用に供するために輸入する場合、軍人用販売機関等が販売用に輸入する場合、合衆国の軍人、軍属、その家族等が一定量以内の製造たばこ又は相当量の塩を携帯して輸入する場合及びこれらの者に合衆国軍事郵便局を通じて一定量以内の製造たばこが郵送される場合には、公社の委託又は許可を受けなくても輸入できることとしたのであります。

次に譲渡等の制限の特例を設けたこととあります。即ち、現行専売法規におきましては、公社の売り渡さぬ製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩の譲り渡し及び譲り受けは一般に禁止されておりますが、只今述べました特例により輸入されました製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩は、合衆国軍隊、軍人、軍属、その家族等相互の間で譲り渡し、又は譲り受けることができることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成下さいませうお願い申し上げます。以上でございます。

○波多野鼎君 問題は第三条だと思ふのですが、第三条の一号、二号は「合衆国軍隊の権限ある官憲により証明された場合」となっておりますが、三号、四号にはそれが全然ないのです

が、そうすると無制限にこれは入るようになりますと思ふのですが、その点どうなのですか。

○政府委員(久米武文君) 第三条の第三号及び第四号は、合衆国軍隊の構成員、軍属或いはその家族、契約者等という一定の資格、特定された資格を持つた人が、その私用のために携帯輸入する場合、これが三号でございます。その場合は数量的な制限をつけてございまして、それから第四号は軍事郵便で郵送される場合でございます。この場合におきましても、一回に郵送されるその数量についても同じく数量的な制限がついておるわけでございまして、こういう場合にはその送られて来るたばこの性質というものは、特別に「合衆国軍隊の権限ある官憲により証明された場合」というふうな文句を書かなくても、事柄の性質上当然に確認できると考へておる次第でございます。

○波多野鼎君 数量は制限されておるのですけれども、これが一月についてか、一日についてか、一年についてかきまつていないのですか。

○政府委員(久米武文君) 携帯輸入の場合には、その携帯輸入一回について、それから郵送の場合には郵送される郵便物一筒につき、そういう意味に御了承願います。

○波多野鼎君 そうすると郵便物では一カ月のうちに何度送つて来てでもいいのですか。

○政府委員(久米武文君) この条文上は、例えば一カ月のうち五回送つても十回送つても妨げないというこ

になつております。 ○波多野鼎君 いや、そこが問題なんです。従来だつて銀座あたりに向うのインクなどがたくさん出ている。それをいつだつたか予算委員会で質問したときに、あれは皆家族その他の者が私用に供するために無為替の輸入を認められた分だといふのです。そんなのが銀座あたりに氾濫するはずがないのですから、インクを一年に何オンス使うのか知らんが、結局そういう名目であいうところを氾濫するのですよ。この四号のやつはどうして抑えようと思つて

いるのですか。

○政府委員(久米武文君) この法律は行政協定に基くものでございまして、濫用は相互に防ぐように、日米両国とも協力するといふ根本的な心がまえに運用されるものであることは間違いないと思つております。この軍事郵便局を通じて郵送されます場合、これはどういふ必要があるかと根本的に考へて参りますと、これは司令部と申しますか、アメリカ側との折衝でもいろいろと問題になつた点でございまして、本のP・Xにおきましては、たばこにつきましては、アメリカで普通に売つて

いるようなあらゆる品種を網羅して製造される製造たばこのうち極く一部分だけが日本のP・Xに出て来る。然るにたばこは嗜好品でございます。然るにたばこは嗜好品でございます。たばこは、或る人が特定の例えは外国たばこを欲しい、或いは特定の製造たばこを欲しいという場合には、その人が必

要とする無制限にこれは入るようになりますと思ふのですが、その点どうなのですか。

○波多野鼎君 いや、そこが問題なんです。従来だつて銀座あたりに向うのインクなどがたくさん出ている。それをいつだつたか予算委員会で質問したときに、あれは皆家族その他の者が私用に供するために無為替の輸入を認められた分だといふのです。そんなのが銀座あたりに氾濫するはずがないのですから、インクを一年に何オンス使うのか知らんが、結局そういう名目であいうところを氾濫するのですよ。この四号のやつはどうして抑えようと思つて

いるのですか。

○政府委員(久米武文君) この法律は行政協定に基くものでございまして、濫用は相互に防ぐように、日米両国とも協力するといふ根本的な心がまえに運用されるものであることは間違いないと思つております。この軍事郵便局を通じて郵送されます場合、これはどういふ必要があるかと根本的に考へて参りますと、これは司令部と申しますか、アメリカ側との折衝でもいろいろと問題になつた点でございまして、本のP・Xにおきましては、たばこにつきましては、アメリカで普通に売つて

要とする適當の量は其の供給を確保するといふふうな考へて行きたいというわけでございます。一回に送ります軍事郵便物の内容として、紙巻であれば二百本、その他の製造たばこでありましたら二百グラムといふのが適當であると考えます。又その回数につきましては、これはお互いに健全なる良識で濫用は防止するといふことだと思ひます。

○波多野君 行政協定はこれはあなた方も御承知と思ひけれども、国会にはかけておらんのです。で行政協定に基くこれは法律なんだが、行政協定について我々は国会は関知しないのですよ。そこで我々としては、政府も言っている通りに行政協定に基く法律なりそれから予算なりについてしか審議しておらんのです。そこで我々は行政協定のことには知らないのだ、この法律だけを見て見ているのです。いいですか、この法律を見ていると、今第三号も問題があると思ひのですけれども、特に第四号については法律上非常な不備があると思ひます。これだけ見て御覧なさい。毎日だつて送つて来られますよ、そこをどうやつて阻止しようとしておられるかといふのです。

○政府委員(久米武文君) 恐らくお尋ねの趣旨は、この第三条の第四号によつて日本に例へば關たばこが氾濫する源がここに起つて来るのじやないかといふふうな御懸念かと思ひます。でございますが、實際問題といたしましては、普通PXで売つておられますところのアメリカで製造されたたばこといふのは、税抜きで安いの価格でございます。それから軍事郵便で送つて参りますものは、それはアメリカ側との話では、これは

税がついて高いものである、それであるから特別の嗜好によつて特定のものを是非取寄せなくてはならぬという人が軍事郵便を使うであらう、又クリスマスであるとか、或る人の誕生日であるとか、特別な厚意を示すといふふうな場合には軍事郵便が使われるであらうけれども、普通の場合に、例へば悪用しようといふふうな人が軍事郵便を使うといふことは、それは想像し得ない、こゝろこゝろな話合ひに今なつておるのでございます。

○田村文吉君 今のに關連して伺いますが、アメリカの何ですか、税金を払つたたばこといふものは、こちらへ持つて参りました値打はどんなふうになつておるのでございませぬか。

○政府委員(久米武文君) 中味は同じものでございませぬが、アメリカの例えは軍の構成員或いはその家族といふ者が、そのたばこにどれだけの値打があるかといふことを考える場合は、P・Xで売つておられますものと同じものであれば同じ値打といふことに相成るのでございませぬ。

○田村文吉君 例へばラッキー・ストライク、そゝろいふふうなものが税金を払つた場合に、日本のピースなんかとどういふ値段の割合になるわけですか。

○政府委員(久米武文君) 税金を払つて輸入されました例へばラッキー・ストライクとかチェスター・フィールドといふふうなものは、これは日本のピースよりは高いといふことになつておると思ひますが……。

○政府委員(平田敬一郎君) 申上げますが、これは私専門でございませぬので、そのつもりでおき聞願ひたいと思

うのでございませぬが、アメリカの国内におきましては、大体売つておられますのが二箱二十セント前後で、大体二十セントから二十セントよりちよつと高い二十二、三セントで売つておられることが多いと見受けました。大体二十セントでございませぬ。今年になつてたばこが少し値上げになりましたので、それよりもちよつと高目になつておられるかと思ひます。それは併し一セントか二セント高くなつておられる程度でございませぬ。假に二十セントとしますと、三百六十円を乗じますと二十本入で七十二円でございますから、従ひまして七十円から八十円ぐらゐ、二十本入……。

○田村文吉君 今私の伺つておられるのは、波多野さんの心配されておられるのもそこにあると思ひますけれども、例へば有税でこつちに入つて来ておられるものと、非常に好奇心が強いものから、みんな外国のたばこを興むことを喜ぶといふことのために、そゝろいふものが非常に市場に現在でも氾濫してはいるんですが、氾濫する虞れがあらはれないかといふことを非常に心配するから、それでどうかと、こゝろこゝろ意味なんです。それで一体値段の割合はどうかいふふうになつておるかといふことを伺ひしたんです。それとするとピースよりは少し安いといふ程度にお考えになつておられるんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) まあピースよりは安い場合と、ピースと大体同じくらいと、ピースよりや高い場合もあると思ひます。御承知の通り専売

品じやございませぬので、アメリカの小売価格は州により又は店によつて違つておられるようですが、大体二十セントから二十二、三セントだと思ひます。それと一本当りピースよりも安い、或いはちよつと高い程度になるの、ございませぬ。或いはちよつと安目な場合が、大衆の店舗で買つ場合に今まではあつたかと思ひます。今年になつてからたばこもちよつと一セントでしたか二セントでしたか引上げたかと思ひますが、その程度を考慮に入れますと、大体ピースと同じぐらゐになつておられるじやないかと思ひます。今の点は日本において有税品としまして外国たばこが売られる場合には、これは日本の消費税がかかるわけでございますが、この場合はちよつと高くなるかと思ひます。

○波多野君 今の日本の消費税のかかる外国たばこ、例へばラッキー・ストライクは幾らになつておられますか。

○政府委員(久米武文君) 現在専売公社が証紙を貼つて販売しておられるラッキー・ストライク、チェスター・フィールド等は百三十円でございます。

○波多野君 今話が出たようにピースと大体同じくらいと、値段が。それから或いは安い場合もあり、多少高い場合もあると思ひますが、それからラッキー・ストライクを専売公社で売つておられる場合は百三十円と、郵便で来れば八十円と、これは随分開きがありますね、同じ品物を。で私はそれを心配するからこの四という途を開けておけば幾らでも入つて来ると思ひます。今まで開けておかなくても幾らでも入つて来たのであるから、こんな途を開けておけば止め度がないといふことにならぬので

す。ただそれを向うの司令官か誰か知らんけれども、それと紳士協定といふのか紳士協約、まあ日本の専売品を圧迫しないようにするのだといふような話では、我々国会議員としては安心できないと思ひます。若し法律の上で何か出て来なければならぬ、何か出しておなければならぬ……その必要なしに、而もあなたの手で完全に、押えようといふ自信があるのか、どういふ方法で押えるのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) 關たばこと關連におきましては、最もその問題になります点は、合衆国軍隊の構成員であるか或いは家族といふところから日本人に流れ出る、或いはそのルーツにおきましては、軍人用販売機関等から軍の構成員或いは家族、それが主たるルーツでございませぬ。それから流れ出さないか、そこから流れ出るものをどう押えて行くかといふことは、これは政府としても専売公社としても非常に研究いたして行かなければならぬ、これは従来からある問題でありますし、今後も又大いに努力し研究しなければならぬ問題だと思ひます。郵送の分はその問題に比べますれば比較的には小さな問題であるといふ感じでございます。

○波多野君 それは今あなたが言われたのは第一号、二号あたりに關する問題であつて、非常にこれは、今まで専売公社の発表でも、こんな途がなくとも年に何十億本といふものを発表しておつたと思ひますけれども、何十億本も入つて来てはどうかいふものではないのです、そうでしょう。それは別の問題としていいのだけれども、第四号だ

と、そのつもりでおき聞願ひたいと思

けについて見ましても、合衆国軍隊構成員でしよ、黒人もいますよ、それから軍属に至つてはどんな者が出て来るかわからない、更に契約者、軍事基地を作るためにアメリカ駐留軍と契約して日本にいるアメリカ人のこと、何人來ますか、こんなものについて一人当り一週間に、一週間ずつでもいい、入つて来たらどうですか。而も多少小遣い稼ぎにやれるのだから、八十円で送つて来て百三十円で売れるのですよ。そういう途が開けてあるのです。何人ぐらゐ出て来るのですか。日本に駐留する契約者とか何とか含めて大變な数ですよ、これは。

○政府委員(久米武文君) 問題を少し元に遡りますけれども、合衆国軍隊の構成員、軍属、その家族或いは契約者等々というものの定義はこの第二条に掲げておる通りでございます、定義につきましても例えは関税法の臨時特例の場合の定義と全然同じです。それからなお實際問題として従来の私どもの経験では、この郵送の場合が濫用されること、これは、例えはラツキーストライクは百三十円というものの、これを街の開市場で買つたら幾らするかという、大体百三十円より遙かに下廻つております。大体一個にいたしますれば九十円前後という実情でございます。若し悪いことをしようというのを考えたならば、こういふふうな郵送というふうな途ではなしに、ほかに事實問題としてつと大きな途があるわけでございます。この法案の御審議の面から見れば、この第三条第

四号の点は、實際問題としてさほど弊害は起らないというのを私どもは考へておるのであります。

○田村文吉君 単に今の第三条第四号だけの問題ではなくて、非常に闊たばことかそういうものが氾濫して、日本の財政収入に影響するようになると、現在でも非常になつておるのだから、今後又行政協定ができて、なおそれが多くなつちや困るじやないかというところが皆さんの心配なんでありまして、そこで私は、むしろ専売公社として、しかも強くこれが入れられないよう厳重なる一つ取締方法を法律で定める手がないのかということをお考へするわけでありまして、専売公社の味方になつて、もう少しこれは取締つてもらわねば困るのじやないかということをお考へる意味で言うのでありますからして……。

○政府委員(久米武文君) このたばこ専売法等の臨時特例は、法制の技術的な面で、さういふふうな条文の体裁になつておりました、第三条におきましては輸入の特例というものを規定いたしておりました、一定の資格を持つた人は一定の場合に一定のものを輸入できるといふことを規定しておるわけでありまして、これは現在の専売法におきまして、たばこの場合は、製造たばこにつきましてはたばこ専売法第二十八條におきまして、普通の人が勝手に輸入することを禁止しております。又塩の場合には塩専売法第二十二條におきまして、普通の人が勝手に塩を輸入することを禁止しておる。その禁止に對する特例としてここに穴を明けておるわけでございます。それから譲渡等の制限の特例、今後の法律案の第四條で

ございまして、この所はさういふふうなことに相成つております。即ちたばこについて申しますと、現在のたばこ専売法第六十六條では、何人も、このたばこ専売法の規定により認められた場合を除くほか、公社の売り渡さない製造たばこを売り渡したり、所持したり、譲り渡したり、譲り受けたりしてはならないという一般的な禁止規定がございまして、この禁止規定に違反すると三年以下の懲役、三十万円以下の罰金という罰則が現行法上あるわけでございます。今度平和条約が発効いたしましたすると、例えは合衆国軍隊の構成員であるとか、或いはその家族等が若し日本人に譲り渡したならば、直ちに現行のたばこ専売法第六十六條の違反になるわけでございます。その禁止の違反になるわけでございます。そこで現行法上直ちに取締りができるわけでございます。さういふふうな仕組みになつておるわけでございます、只今いろいろ御親切に御注意頂きました取締りの点は、この現行のたばこ専売法第六十六條の運用について遺憾のないように十分専売公社或いは大蔵省としてその勵行を図るよう努力しろといふふうな御注意として、有難く拝聴する次第でございます。

ばこの紙ですね。これ何のためにこんなものを入れる必要があるのか。

○政府委員(久米武文君) 紙巻たばこでありましては特に製造たばこ用巻紙といふことは書かなくてもいいのであります。普通の場合書かなくてもいいのであります。向うの製品のうちに、例えは中味だけを刻んで纏に入つておる、ライス・ペーパーは別に添附してあるといふふうな製品が若干あるように認められますので、さういふ場合にライス・ペーパーといふことも誤つて置かんと困るといふ趣旨でございます。

○田村文吉君 ライス・ペーパーが一番濫用される虞れがあるので、過去の専売局の配慮も、ライス・ペーパーを入手に入れると大變な便宜だといふふうなことでございまして、やはり外国から紙をどん／＼自由に入りますと、中に悪いものを包んで、それで外国のたばこのまねをするといふようなことも起り得るのでありますので、どうもこんな非常にレーア・ケースで、減多にないようなシガレット・ペーパーまで一体そんな中に入れておくのはおかしいと、こう考へるので、相違に例があるものなら別ですが、極めてレーア・ケースですからさう思ふのですが、如何でしょうか。

製品がある場合といふことを考へております。

○本内四郎君 今の政府委員の御答弁がよくわからないのだけれども、常識的に簡単に説明してもらいたいです。第二條の九項に、「製造たばこ用巻紙」とは製造たばこのさや紙用に製造された紙だといふので、長く巻いたあれでなくて、小さく切つた巻紙のことを言うのじやないですか、その点ちよつと聞いておきたいのです。

○政府委員(久米武文君) ライス・ペーパーという用語が或いは妥當でなかつたかと思ひますが、製造たばこ用巻紙といふのは、たばこ専売法において定義されておるとの同じ意味でございます。さや紙に製造された一つ一つに区切つてある、さういふ意味でございます。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつとお話しますが、実は提案理由の説明を聞いて、あと内容の説明を伺おうと思つたら質問に入つてしまつたのですが、どうしますか。質問を続行しましょうか、内容の説明を伺いましょうか。

○委員(平沼彌太郎君) それでは質問を続行します。

○田村文吉君 無論私もシガレット・ペーパーを小さく切つて来たものを意味しておると、さう考へておるのです

が、そういうものは非常に稀にしか入らない、使わないものなので、そういうものは市場に流れると一番困るのは、内容の悪いタバコをその紙に包んで売る、こういうことが非常に多い、その意味においてこんなシガレット・ペーパーの輸入が定義される、こういうような輸入を許すというふうなことはやめたい、いやな例は多い、これは考えたから、一体そんな例は多いのですかというのを伺つたのです。

○政府委員(久米武文君) 数量的にはそう大した量ではないと考えておりますが、更にそういうふうな特殊な例があるように見受けられますので、その極く少いところの特殊な場合に備えただけの規定でございます。

○波多野君 これは根本問題ですけれども、いつであつたか、この前の予算委員会であつたか、臨時国会の予算委員会のこと、このことと言いますのは、密輸入品が市場に氾濫して、日本の中小企業を圧迫しつつある現状をどう見るか、一体どこからこれは入つて来ておるかということをお蔵省当局に聞いて、答弁がなかつたのですよ。大体まあ日本におる人たちが本國で使つた香水が使いたい、本國で使つたカミソリが使いたい、本國で使つたインキが使いたいといふ、まあそういう希望があるので、そういうカミソリだのインキだのを入れてやつておるのだと、大目に見ているのだというお話があつた。それに対して私は、そういうことをやつておる国が一体どこにある、世界中に日本だけじゃないか、日本の工業技術も随分発達しておるし、日本におるなら又日本の物を使つてくれるのが当然であつて、何も自分の郷

里で使つておる物をどうしても使わなければならぬという、そういう阿呆なことは言わなくてもいいと私は思つておるのです、今までも、そういう見地からいふと、特に目ざわりなのは第四号なんです。そういう趣味を、特殊の趣味、たばこについての特殊の趣味を持つておる人を生かすために、これだけのサービスを生かす必要はないから、独立国になつてもなおしなればならぬのか、ここが問題なんです。基本的には一体大蔵省はどういうふうにして考えておられるのですか。そんなに考へておられるのですか。そんなのか、特殊の嗜好です、特殊の嗜好の人だけに備へる規定をなぜ作らなければならぬか……

○政府委員(平田敬一郎君) 大分一般のお尋ねでございますので、私からお答え申上げたいと思つて、御承知の通りこの終戦後実は関税、物品税等に對しましては、外国人の使用に供する物に對しましては、大幅に特例を實際認めておりました、まあ課税しないで販売することを認めておりました関係上、それが相当大量に横流しになつたやうな例がありますことは、今波多野さんのお話の通りでございます、まあ私も一刻もこういう特別措置は早くやめたいという考へ方では進んで参つたわけでございますが、段階をいたしましては、先ず物品税だけをかけるというのとは、昭和二十五年頃からいたし、それから関税法の全面改正に伴ひまして、一般の外人の使う物につきましては関税も課税される、そういうやうなことにいたしました、御承知の通り特殊のシヨップ等の制度をやめるといふことにいたしました、現

在に実は至つたわけでございます。今年の一月からは特にそういうやうな特別な店舗等も全部やめまして、全部一般の外人に對しましては日本人と同様なものにする。関税、消費税等も全部課税したもので消費してもらつた。たゞ実問題として、これは程度の問題でございますが、やはり関税、消費税はかかるとしても、或る程度外貨の割当をしまして、そういうものを輸入しまして、買えるようにしておかないとだらうというので、少い外貨の中から現在も或る程度の外国品に對しまして為替の割当をやりまして輸入を認めておりました。そういうものにつきました。これは関税、物品税がかかりましたもので、一般外人が消費しておる、これが現在の状況でございます。まあ更に一層それを、むしろ日本の品物を使つてもらいたいという意味で、外貨の割当等も嚴重に縛られるかどうか、そこまで行きますのはなお今の段階において如何であるかと私感しておるのでございまして、先ず今といたしましてはその辺でなからうかと思つて、それが一般の外人に對する取扱ひでございます。

関税、物品税を本國から持つて来た物に對しまして課税する。それで専売品等につきましては日本の高い価格そのまま消費させるというのには、これはやはりどうも少し軍人軍属の日本に駐留する、勤務するような立場から考えまして、どうもやはり行き過ぎではないか、こういう事情で実は輸入品につきましては特別措置を設けておる次第であります。勿論これは私も横流し等につきましては嚴重な措置を必要とするのであります、これは従来よりもより以上に努めたいと思つておる次第でございますが、先ほどからお話が出ましたやうに、関税の免除されたものにつきましては、今度はそれを承認を受けないで処分しました場合に、関税につきましては、今まで何ら規定はなかつたのであります、今度のははつきり規定を設けまして、課税人も無免許犯として処分することができ、つまり輸入したものとみなしておりますので、手続を経ないでやりました場合は、一種の密輸と同じやうな、まあ特別な罰則の適用を受けるということにいたしましたのでございまして、これは極力私も励行を圖りたいと思つて、そういう法令上の整備もできております。たばこのほうにつきましては、今までから規定はあつたのでございまして、軍人、軍属に對しましては實際上日本の法律が適用にならぬ。そういうことには對しましては、そういう関係で占領下におきましては、適用ができたので、今度にはやはり専売法の規定をそのまま適用いたしました、譲渡した、有償で販売した場合、これは一定の制裁を加える、こういう規定を適用することがで

きる。それ／＼できるようにやつております。そういうことにならなると、そういうことをよく私どもとしても注意をいたしまして、運営上に遺憾なきを期しますれば、今までよりはよほど横流しは少くなり得るのぢやないか、又是非し得るやうに努めなければならぬ、こういうふうな考へておる次第でございます。

○波多野君 今、あなたの言われたのはまあ軍人、軍属などを一般人並よりも多少優遇して行きたいというその氣持はわかるのですが、それはいいと思つておるのですが、それなら第三条の一、二で済むのです。一、二があればいいのです。三、四というやつは余計なんです。特に一、二についても言えることだけれども、三、四についても契約者といふもの、これは普通の商人じゃあないか、そんな者にはなぜ特権を与える。そんな必要はないぢやないか。軍人、軍属なら、家族は向うの軍隊構成からいつて家族まではしようがないと思つておるのですが……家族についても僕は問題があると思つておる。いわんや契約者に至つてはこんな者にまでなぜ特権を与える必要があるか。私はどうしてもその意味がよくわからない。あなたの言われるのは一、二で十分で、三、四は要らないんぢやないか。

○政府委員(平田敬一郎君) 私は三と四は今久米政府委員からお話がありましたやうに、それほどは余り大きな抜穴になるやうな規定ではないと思つておりますが、その辺がこれは非常に悪用される余地がある、悪用されるということになる、今波多野さんのやうな御心配が出て来ると考へるのであります、三、四のほうは、例えばアメリカ

三、四は要らないんぢやないか。

三、四は要らないんぢやないか。

三、四は要らないんぢやないか。

三、四は要らないんぢやないか。

三、四は要らないんぢやないか。

カのほかから日本に入つて来る、そういう場合におきまして、いろいろな荷物の中にたばこを二十本入り一カセットでございますね、それだけ持つて来る。それはまあ輸入も自由にできる。関税もかけないというのがまあ三号、それから四号はまあ郵便を使いまして、とき／＼誰かから送つて来るか或いは取寄せる。これは非常にこれをたび／＼やりまして、何か雇用するといふことでありますが、やはり輸送量とか日本における価値、關税はこの価値と申しますか、そういうものと比べて、余りこれを利用して大々的に活用して儲けるといふような余地は先ず私どもそれほどないのではないかと見ておりますが、そうだとしますれば、三号、四号はそう重きをなさないと御判断を願つてもいいのじやないか。問題はお話の通り二号でございます。二号は本当に軍隊が必要とする通常のたばこは免税になる、或いは輸入につきましても免許が要らない。併し二号については、P.Xで販売される場合はやはり配給制みたいになつておるらしい、一週間に幾らというように割当て販売をされるという事実もございしまするので、まあその辺が一番問題かと思ひますが、大体は一号、二号が實際は大部分の問題に關係して来るわけでありまして、三号、四号は建前といひましたし、附足りのものだと実は考へておる次第でございます。それが一つの問題であります。

それから契約者といふ言葉を使つておりますが、これは特に定義にも掲げてありませんよ、アメリカの本國から特殊な工事を請負わせるために連れて来る人のことを指しておるのでございします。法律では余り厳密に皆書けなないで一般的になつておりますが、私どもいろいろ／＼契約者につきましても先方と話合つたときの話によりまして、日本においでちよつと調達が困難なものを整備するには日本の技術者、会社ではよく引受けられないので、そういうものにつきましてもこれはやはりアメリカの本國から一定の者を連れて来て、そのして仕事をさせるのでなければ目的を達成しがたい、そういう非常に特殊な仕事をやるために契約者、或いは技術者、或いはそのむずかしい仕事をやる労働者、或いは管理者、こういう人々をやはり或る程度日本に連れて来たい。それにつきましても、やはり軍需によほど実質に近いのでございしますが、軍需に准じて扱ひを同じにしたいといふような趣旨でございまして、この契約者という字句が相当あつちこちに出て来ておりました、私どもその点非常に誤解を招いておりますのは遺憾でございますが、私どもが先方からいろいろ／＼聞きました話によりまして、今申上げましたように、實際問題としましては相当特殊な工事を請負う特殊の人々、はつきり人数はわかりませんが、はつきり人数を含めましてそれ以外のものではないかと思ひます。勿論数は少し増減あるかも知れませんが、一般的に日本ではいろいろ／＼な仕事をやりまします合におきましては、これはやはり日本において普通の競争入札の方法によりまして日本の請負業者、或いははともと日本におります、日本におりますといふ／＼な仕事を請負つております

者、そういう者に対して平等の条件で参加させるということになつて来ておるのでございまして、これは極く最近作業班でいろいろ／＼打合せておりますが、その話の途中におきましてもその点においては変りないようございします。私ども契約者に対して特別措置を認めるについては、特にその点たび／＼確めておるのでございします。趣旨は大体私今申上げましたようなものに限られるということで、實は所得税法の特例その他の特例も認めることにいたしましたことを御了承願ひたいと思ひます。

○波多野君 實際第三條一号、二号で大体の場合を覆つておるので。カペーでできると思ふんだ。三の二百本以内云々というのは、これは税關行政の慣例としてこれは認めておつたんでしよう、今までだつてやつと……。特にこんな所に出すものだから目障りになつてしまふんだ、出すものだから……。慣例上認めておることなんですよ、それをわざ／＼こんな所に入れて……。出す必要があるのかということなんです。私に言わせれば、三号に關する限りは……。四号だつてこれはちよつと抑えられんな、とても抑えられないと思ふ。僕は、だからできれば三号と四号だけは抜いたほうがいいと思ふ。そういう気持はないですか。實際上そういう不便はないでしょう、三号、四号は抜いたつて……。

○政府委員(平田一) 確かにお話のような疑問も出て来ると思ひますが、関税法は実たばこだけでございませんで、包括的に書いておりました、相当量の家庭用品とか衣類とかいふ言葉を使つておりますが、たばこにつきましては併しやはり専売品であります關係上、少し細かく書き出しましてそれを明らかにして、却つてざらつておかしじやないかというお考えもございまして、併し相当頻々にあるものでございしますので、はつきりしたほうがいいという見方もございまして、この法律案は折角特例法としまして出すにつきましても、やはりこういう場合も検討いたしまして、細かく指定した、そういうことに御了承願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 併しこれは三号、四号を削除したつて関税で行政的措置でできることは間違いないでしょう。今までの長年の間、何十年間やつて来たことでは、二百グラムという範圍内においてこれは差支えないでしょう。折角出したからというのではなくて、三、四を削つても効果は同じだろつと思ふのです。折角出したといつても政府は言うんだが……。

○政府委員(北島武雄君) 只今お話ございましたように現在旅客の携帯品として相当程度のは免税で、無税で入れております。ただこの運用につきましても、その人の社会的地位とか環境、職業などによつて多少税關によつてその具體的な、個人により取扱ひが違ふこともございしますが、今回こういうふうによつて法律で以て三号のようにはつきり、「成年者一人につき二百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内のその他の製造たばこ」となりまして、これによりまして今までの慣習的でやりましたのが、法的に具體的に制限されるということになると思ひます。従つて軍人、軍属、家族、契約者等が、従来であつたならば場合によつて一カセット以上携帯品としてたばこは認められるかも知れませんが、この法律の規定によりまして明らかにこれ以上になりませんといふことになり、書き方を挙げましたためにちよつと目につくような感じがいたしますが、具體的に實際は今までもよりかはつきり明定して範圍を限つたといふ点に意義があるのじやないかと思ひます。

四号につきましてもこれは現在の関税率では処置し得ない点でございします。

○大野幸一君 先ほど政府の説明によりますと、嗜好品だから國もとのたばこが興いいたいといふことは、これは止むを得ない、いいことだと思ふのだが、それならそれで税金を支拂つて、嗜好品ぐらゐのものは税金を支拂つて、嗜好品の雅量といふものがあると思ふのであります。そうでなくてこの行政協定は、心ある人はアメリカにおいて、少し余り明細過ぎて、何か独立の特遇を日本に与えない印象を受けるのじやないかと受えておるアメリカの人もあるのです。そういうときに何か独立を機會に、本當に日本も自主独立の税制が行われるようになったといふことを示すほうが、アメリカの全世界に對する信用を博するのだからと思ふのであります。そういう意味でも少し税金一般に亘つて、こういう嗜好品ぐらゐのものに對してはアメリカ例が、かけたつてそれ別に強く反對するわけはないと思ふ。その点は行政協定の経過を聞いてあなた方がやられたのでしよう、行政協定の経過を聞かずしてあなた方はこんなものをこしらへるとい

うことはない。行政協定によつての法律ですから……その点はどうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 課税につきましては、本日に駐留軍が日本において駐留するために、目的を達成し得るために必要なというふうなことを、私ども協定に際しましては相当考へましていろいろ折衝いたしていただいております。私はその原則は大體守られていて、特に直接税等の場合におきましても、いづれも軍人又その家族の軍務を務めるため、或いは日本におるために必要なもの、こういうものを、或いはそれから生じまする所得には免税いたしておるのでございますが、その他の場合におきましては軍人、軍属といへどもいづれも課税するということにはいたしてあります。内国消費税の場合におきましても今までのように軍人なるが故に免税するということはやめまして、すべて課税する。私用のほうは課税するということにはいたしたわけでありまして、その点原則は私は相当今までよりもはつきりいたしまして、守られていてと考えているのでございまして、只今御指摘の軍人が私用に供するものうち、本日から持つて来るものも申しますか、本日から取寄せるようなもの、こういうようなものにつきましては、本日にございまして向うの消費税を課税して供給せられてはいる例もあるようでございますし、これは私は余りむずかしく、課税するということとは常識を欠くのではないかと、勿論これが相当大量に輸入されたり或いは大量を持つて来まして濫用するというようなことになりますると、これはなかなか弊害があると思つてございませ

すが、そういう点につきましては、その処分する際の嚴重な規定等を設けることによりまして防ぐことができるのでございまして、先ず常識的な運営ができませんかと思つております。たばこでも同様でございますが、日本でも関税をかけたばたばこ申しますと、今申しましたように相当高くなるわけでありまして、日本にいる軍人さんにそれを喫えといふのは少し行過ぎじゃないかと思つて、それまでは行過ぎといふほどの問題で、それにつきましては我々としても法規の運営その他につきましても十分努力を尽したいと思つて、このように考えている次第でございます。

○大野幸一君 今波多野委員が発言されておられるように、一、二で向うの便宜が幾らかでも図れるのじやないか、何ら個人にこゝういふ権利を与えるわけがないのじやないか。それはやはり政府機関を通じて配給されればいいので、何か特定のアメリカ人に対しては特権を与えるといふのはいい印象を与えないのじやないか、一、二でそれは賄えるのじやないか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体私どもも本来の目的は一、二が大部分でありまして、三、四はどつちかといふとむしろ附け足しと考へております。附け足しでありまして、今も話がありましたが、細かく問題にすればやはりこゝういふ問題をはつきりしておいたほうがいいが、法文にあるからこれが幾らでも利用できるというふうなものもあるまい、三、四を使ひまして悪用するといふ余地は先ず實際問題として、ましてそれほどの問題ではあるまい、こゝういふ考へ方に立つてはいる次第でござ

ざいませう。

○大野幸一君 それからこれはこの全部の条文の立て方についてですが、何々の用に供するために輸入すること、或いは又私用に供するために輸入する場合、こゝういふふう書いてあるのです。そうすると最初は私用に供するた

めであつたけれども、輸入された後にほかに利用目的が変更された場合に、この直接の条文には違反しない、こゝう立て方をすれば、もつと明らかに輸入することができ、但しそれらの者の用に供するものに限り、このものに限定するといふような立て方をしないと……最初は他人の用に、日本人の用に供するために輸入したのじやないからといふことは誰でも言うこととして、こゝういふとこの直接の目的には反しなくて、その他の罰則で罰しなればならぬといふことになるのですが、この文章の現わし方、それがまあ第一点と、それから用語は「二百本以内の紙巻たばこ」又は「二百グラム以内の紙巻たばこ」、これは文章が統一していないのです、何のことか、日本文として統一していない、ちよつと読んでみて下さい、印刷文字を。

○政府委員(久米武文君) 事柄が簡単でありますから四号のほうから先にお答えいたします。四号は「合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の私用に供するために」、要するにこゝでは特定の者の私用に供するためにといふ目的だけを限定したわけでございます。それから目的を限定して、次に物を限定いたしましたのであります。「二百本以内の紙巻たばこ又は二百グラム以内」。

○政府委員(久米武文君) 失礼しました。「二百グラム以内のその他の製造たばこ」これは正誤で「の」の字が落ちておりますね。

○大野幸一君 どうも文章がおかしいと思つた。

○政府委員(久米武文君) なおもう一つ正誤でこゝに申上げておきますけれども、第三頁の一行目「ビー・エックス」と、この「ビー」の下に、真中へ「」を入れます。「ビー・エックス」と、これも正誤で訂正いたします。

それから第三條のこの目的の文章の現わし方のことでございますが、この第三條で輸入の特例を設けるという主たる場合は、先ほどから申上げております通り、大部分主たる場合は、一号、二号の場合でございます。三号と四号とは例外的な極く稀な場合でございます。その例外的な稀な場合には「私用に供するため」といふ目的の制限がございまして、私用に供するためにはこの三号又は四号で輸入されたものは、こゝういふふうな輸入の何と申しま

すか。その私用に供する主体になる特定の身分を持つた人、つまり軍隊の要員、軍属、家族、契約者には譲渡することができなければならないというものがこの譲渡することができないといふのがこの条文でございます。なぜ譲渡することができないかといふことは、これは現行のたばこ専売法の六十六條の原則で譲渡禁止がある、又所有の禁止があるといふことに相成つております。

○波多野委員 それに関連して聞こうと思つたのは、輸入するとき、軍用の場合、軍用に供するために輸入する、してみたとこが余つちやつた、又長く保存すれば変質する虞れがある、それではこれを私上げるといつた場合がいろいろたくさんあると思つた。繼詰にしるたばこにしるたくさんあると思つた。その私上げる場合は税金を課けるのですか。輸入する場合はあれです、軍用に供するために輸入してあるんですよ。

○政府委員(久米武文君) こゝで軍隊がその用に供するために輸入した、そのたばこが、只今の御質問の趣旨は、例へば余つたらどうするかといふふうな場合、若し製品として完全なものが余つたといふふうな場合には、恐らく實際問題としてはこゝういふことは殆んど起らないと思つておられます、實際はこゝの軍人用販売機関等における需要は相当たくさんあります。それから軍隊から軍人用販売機関等に廻すといふふうなのが普通の場合にじやないかと思つ

○波多野野君 いやそれを聞くのは、今まで誰と何か一ぱい出て来たからなんですよ。相当のストックを持てなければ、軍隊というものは人員が異動するんですから、コンスタントじゃないんですから、それで或る一定数を見込んで輸入して、一月か二月は一年、半年の消費量はこれだけだと見て輸入しておくと、人員が減つた長く保存しておけば変質する、これを何とか早く処分しなければならぬという場合は、しよつちう起きておつた、今までは、何れも起きておつたのです。そういうことが起きた場合にはこれをどうするか。

○政府委員(北島武雄君) お尋ねの点につきましては、今回の行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の第十二条におきまして、「当該譲受を輸入とみなし」まして譲受人から税金をとることにあります。

○波多野野君 買った人から税金をとる、買った人から関税をとる……。

○政府委員(北島武雄君) 買った人からとることにあります。

○大野幸一君 それは関税ですか。

○政府委員(北島武雄君) 関税です。

○田村文吉君 この法案だけではない。この六つの法案全部に関連しているのですが、今の「契約者」という言葉ですね、これは今もつと御説明がございましたが、まあこれはみずからをいやしめるわけじゃないけれども、日本のいわゆる戦争当時におけるあれは殆んど軍の契約者だと言ひ得るような資格で、形で皆外国へ行つた。でありますから非常に疑りますと、いわゆるその軍の契約者という名前を以ていふ人が持つて来るものは皆不正で入つ

たり、税金は何されたりというふうなことで、まあ日本の関税収入やその他にも非常な影響を及ぼしやせんか。こういうふうな事は是非心配をするので、そこでその今のその「契約者」という用語については、行政協定の上で特に何かはつきりした限界をお示しになつてゐるか。前刻のお話だとまあ数等も僅かなものでございまして、ううお話であつたが、実際はそれが何千人、何万人になつたのでは実際の金高が非常に大きなものになつてもこれはチェックする方法がない。そこでそういう点について非常に心配してゐるのですが、何か行政協定を結ばれたときにその点について特別の申合せがあつたかどうか、なかつたかといふこととを、これは六つの法案に全部共通した問題なんですよ。私どもは軍人や或いはその家族の今のたばこの問題等は小さなこととして見逃してもいいと思つてゐるのですが、契約者といふものが濫用されて来たならば非常に大きな費用になると思つてゐる。平田さんどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は非常にいふこともな御疑問でありまして、実は私どももその契約者の扱いにつきましては、今のお話のような問題をたゞ／＼向うにも出しまして話を進めたのでございまして、それでそのい／＼／＼話合ひいたしました結果、明らかになりましたことを先ほど申し上げたのでございまして、よほどやはり日本におきまして調達をむずかしいような特別な工事を請負ねるためには、どうしても本國から一定の人を連れて来なければならぬ。それでいい例がさつき

申しましたように、電波関係の例えは施設でございましてか、会社の名前等も聞いたこともございしますが、そういうものにつきましてはどうしても日本ではできない。そういう場合には私どもも向うがいやだと言つても向うから連れて来て一定の工事を監督したり、或いは技術者として仕事をさせたり、或いは或る程度の高等の労働をやらせなくちやならぬ。まあそういうふうなことにございましては、どうもやはり軍としまして目的を達成する上においてそのことが特に必要であるので、日本に出来ないというふうな点になつちや工合悪いので、この点についてはどうしてもやはり軍属の一種として考へてもらいたい。まあこういうこととでありまして、私どもはいろいろ話合ひいたしました結果、大体まあ常識的には今申し上げましたようなラインにとどまるといふこととございまして、まあそれならばやはりそういうものにつきましては軍属に準じた、全面的には準じておりませんが、或る程度軍属に準じました扱いをしたほうが妥当ではないか、まあこういうこととございまして、まあ取扱をするに賛成をいたしました。若しこれが更に一層発展しまして、御懸念のようになつてしまつたらば、これは私どももなごころまで非常に拡大されるようなことにございまして、これは私どもも再検討するといふこととございまして、実は向うにも話しておるような工合でございまして、まあ大体併し私が今申し上げたような、或いは先方でも考へておきましては、先ずこの程度を見込むのが妥当ではないか、まあこういう趣

旨で参つておりますことを御了承願つておきたいと思つております。

○田村文吉君 今局長の考へておられますが、これは私は当然に単に電波関係の仕事とか、こういう非常に面倒なことに對してだけ予期するといふようなことではなくて、これはややもするとどんな者が契約者というふうな名前でもボスが相当入つて来るのじやないか、そういうものが全部みな税金は免除されるわ、又こういう輸入品に對しては免除されるわというふうなことをされると、非常にいゝわゆる対外的にも悪い感情を残すことになるのであります。これは私は或る程度やはり行政協定ではつきりとの限度といふことがあるべきだと思つてゐます。然らざればそういうものには一体特権を与えない、今たばこについての波多野さんのお話もございしましたが、一体特権を与えなければ問題は何でもないので、ないのですが、こういう特権を与えるならば何かもう少しはつきりした解釈をつけておいてもならないと困るのじやないか。こう思つてゐるわけですが、ただあなたのは非常に善意に解して、まあいわゆる軍属でやむを得ざる人だけが入るだろう、「だろ」といふお話なんでありませうけれども、実際問題はなかなかそれは行かんだらうと思つてゐます。これはもう日本がいゝわゆる太平洋戦争のときに飛び出したと同一ことでもありまして、何かのときになつて何でもかんで出て来る。すると今の日本の関税収入なんといふものは、戦争の前の昭和十年に比べると八十何倍かにしか倍數がなつておらん。然るに我々の所得税は千九百倍の税金を払

つておる。そういうふうな非常に関税収入なんといふものはうんととらなけりやならんと思つておる矢先に、何だかんだと言つてそういうところで逃げられたのじや実は困ると、こういう気がするのです。

○政府委員(平田敬一郎君) いや、その点はこれは田村さんからも御注意を受けざるまでもなく、私どもも実はその点は大部分問題にした点でありまして、私もほかの問題は大体こつちからい／＼／＼案を出しまして、税制課長、その他税關部長等も行つて話がついた問題も多いのでございまして、この問題については問題が多いといふので、私も向うに行きまして直接責任者と会ひまして話したのでございまして、その結果が今申し上げましたように、決してこの契約者といふものは今お話のように濫用されるようなふうには取られる、誤解を招く虞れが多分にあると向うも申上げましたように、よほど特殊なものであるといふことを実ははつきり言明を得たのです。

それからもう一つは、従ひまして向うに任んでゐる者を連れて来るというのを条件にいたしておられます。それから日本において軍の仕事だけしかしない、ほかの仕事をしたらもうこれに該当しない、こういう制限もつけておられます。それから所得税の免除等は合衆國におきまして結んだ契約に基くものだけを免除する、まあこういうふうなことにいたしておる次第でございまして、この点まあ御疑問は尤もでございしますが、い／＼／＼話合ひいたしました結果先ずそういう向うの話のようになつておるとどうもするならば、まあこういう

待遇を与えてもいいのじやないかといふことになつたわけでありませう。で今後従いまして私どもは、やはりこの合同委員会等でそういう問題は始終問題になるかと思ひますので、殊に調達の方針等に関連いたしまして問題になるかと思ひますが、まあそういう際にもよく立案の趣旨を私ども頭に入れておきまして、そういう範圍を逸脱することがないように運用上におきましてもお互いに努め合うということも話を進めて参りたい。でその話次第では或いは又考え直さなくちやならん点があるかと思ひますが、まあ今までのところだけでは私はそのように了解いたしておきまして、そういうことでありますれば先ずこの程度の特別扱いをしていいのじやないか、こういう考え方である次第でございます。今後におきましても勿論よく御注意の点は注意いたしまして善処する考えでございます。

○田村文吉君 まあ一応わかりました。
○大野幸一君 とにかく法律をこしらえるときにはやはりこのくぐり道はどこにあるかといふことを一つ考へておくことは、日本人もアメリカ人も同じで、アメリカ人は皆神様のように思つていて大間違ひで、むしろ何でしよう、ドルの國で非常に金儲けのためには相當なこともやる、まあ占領もだんだん効果がなくなつて来て、独立の近い今日といへども、相當アメリカの人達も悪いことをして勝つたことも多々あるもので、そういう軍人といへども又私慾に立つてこれを濫用するといふことは十分に警戒するにせざるやならんと思ふのだ。こういうときに今交渉があつた。政府として交渉に余りに

弱腰であるような人がすね、そのときに又できるかどうかといふことは疑問なんだから、そこでまあ国会がそれを強くなるよりほかにどうしようと思つて、諸君をヘルプするようになつてもやつてはいるのだから、その意味においては諸君も協力してもらいたい。
○政府委員(平田敬一郎君) 御趣旨は誠に御尤もでございます、私どもも甚だ恐縮ですけれども、いろいろ折衝して参りますときに相當いろいろ議論して参りますけれども、常に国会から御意見を受けるからといふことで話をまとめた例も多数ございます。それから今この契約者の場合におきましても、少し神経を細かく使つておきまして、例えば軍隊の使用に供する施設及び区域の建設維持、又は運営、その中でも特に例えばP・Xなどの施設を作る場合、或いは映画館等の娯樂施設を作るような場合、そういうために来るのは除くといふような字句まで法文では特に入れますが、まあ法文よりもこの点は今後の運営が更に重大だと思ふのであります、よく御趣旨の点は注意いたしまして遺憾なきを期したいと思ひます次第でございます。

○田村文吉君 細かい問題になります、今の契約者の使用人は皆入るわけですね。その契約者の使用人の中に嘱託だとか一時的に頼まれて来たといふような人も必ず入つて来るだろう。そこいらに非常にデリケートな問題もたくさん出て来るのでありますね。で過去の僅かな買収状態でありまして、さへも、今のこのブローカーが入つたりしてすね、そしてまあ飛んでもないことを起しているといふようなことがありがちです。この間の紙の例も一つのこれはとんでもないことで、實際見たのですがそういうようなこともあるのであります、何かこれは一本釘をちやんと打つておいてもらわれないと困るといふことじやないかと思ふのですが、まあいづれなお一つ法案をまとめます際に、我々は一ツ検討いたしまして意見を述べたいと存じます。
○委員(平沼彌太郎君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

○委員(平沼彌太郎君) 次に日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特別に関する法律案(予備審査)、同國税則取締法等の臨時特別に関する法律案、同關稅法等の臨時特別に関する法律案、この三案について審議を行います。
○波多野野郎君 立案者のほうに聞きますが、今問題になつてゐる契約者といふのは、法律のどれとどれにあるのですか、幾つもあると思ふのですけれども、關係法律をちよつと教えて頂きたい。
○政府委員(平田敬一郎君) これは各法律全部にございまして、これは軍艦とはほほ同様な待遇を与えることになつております。ただ軍艦と全く同じでない場合も若干あるようであります、所得税の場合におきましては所得税の特例にもございまして、それから關稅法の特例にもございまして、それから國稅則取締の特例のほうには事務柄の性質上別段設けておりません。稅法の關係ではその三つにございまして、それからたばこのほうも今申上げましたように、關稅法と同じような特例が認めら

れております。
○小林政夫君 第七條の通行稅法の特例ですが、航空機の場合にはこれは特別としておるのですが、通行稅法には汽車等と航空機とは別にしてありますね。所得稅の問題です、「(通行稅法の特例)」の。
○政府委員(平田敬一郎君) これは通行稅法に、九條の汽車等の中にその他のものでして確かに入れて規定してあると思ひます。
○小林政夫君 航空機は別ですよ。
○政府委員(平田敬一郎君) 航空機も当然入ると思ひます。
○小林政夫君 いや、汽車等には入つていない。
○政府委員(平田敬一郎君) 通行稅法はその後改正をいたしましたので、新しいのには入つてゐると思ひます。
○小林政夫君 これには入つていない。
○政府委員(平田敬一郎君) それはどうも恐縮いたしました。その後改正して入れることになつております。
なお先ほどの契約者等の身分の表示の問題でございますが、この点につきましては行政協定に明らかにいたしておきまして、旅券に向うの官庁のはつきりしたその旨の証明、契約者及びその使用者はその身分の者であることがも入つて来るときから旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本國にある間の居所は合衆國軍艦が日本國の当局に隨時通知しなければならぬ、といふことになつておりますので、どうも余り少し疑わしいような感じがあるものにつきました。十分調査いたしましたして、適當な措置をとる余地があるのではないかと考へて

おります。
○小林政夫君 更にこの附則のほうで「物品稅法の一部を次のように改正する」といふのですが、特にこの安全保障條約、行政協定の實施に伴うこれと直接關係はないのに、どうしてこういう附則でやられるのかといふことが一、二点、それから改正の中に出て来る「既ニ物品稅ヲ課セラレタル又ハ課セラルベキモノナルトキハ」といふこの「課セラルベキモノナルトキハ」といふこと、この扱ひ方がこの條文によつては不明で私にはよくわからないので、一つ御説明願ひたいと思ひます。
○政府委員(平田敬一郎君) この物品稅の改正の趣旨は、先般ちよつと申上げたと思ひますが、実は今まで軍人の使用に供すると認めるものは全部内國消費稅を免稅しておりましたが、今度は免稅しないことになつたのであります。これは非常に大きな今回の改正の一つの点であります。今まで違つてただやはり日本の品物も相當買つてもらつてそれを外國に持つて行つてもらう、つまり輸出につきましては、それは大いに私どもとしてはやはり獎勵といひます、当然そういうふうにするべきじやないかといふふうな考へましたので、今まではCPOが買ひましたら、それだけを免稅いたしていただくわけにございまして、軍人の用に供する……併し今回のCPOで買つただけでは免稅しない。それは外國に輸出しました場合に免稅する。ところで今の物品稅法そのまゝの輸出免稅手續に行きますと、その辺がなか／＼スムーズに行きません場合が出て来るので、ここで課稅手續を簡素化したしまして輸出免稅を認めよう、こういう趣旨で

その物品税法の現在の施行令を簡素化とする共に、このような改正規定を設けまして円滑に参りたい。で手続とい

たしまして一応P・X等も指定しておきまして、そこが引取る場合において

は未納税で引取ることを認める。而もそこで軍人さんが買いました外国に送

たという証明があれば税関の検査はしないのでこれは輸出免税の扱いを

したい。それからまあ同じようにすく外国に持つて行くような場合におきま

しては、一定の証明がありますればそれは免税するようにいたしたい。そう

いう点は今までの免税されたものが課税になりましておきまして特に考慮

する必要があると考えられましたので、実はこの附則で設けることにいたした

のであります。

なおそのほかにこの附則では、一般の商社にも一つそういう扱いを認める

ことにいたしたい。でひとりP・Xに限らないで、例えば東京銀座等の専門店

も指定いたしておきまして、そこに製造所から持つて来るときは未納税で持

つて来て、そこに軍人さん或いは一般の外人のお客さん等が来まして買つて外

国に持ち出す場合、この場合は比較的簡単な手続で輸出免税に浴するようにな

たしたい、そういう点をこの附則に考慮する必要があると考えられましたので、

実はこの附則でこの措置をとることにいたした次第でございます。まあ

法制的には非常な緊密な関係があるとは言にくいのでございまして、実際

上は相当関係がございしますのでそのように勘案いたした次第でございます。

それから「課セラレタル又ハ課セラレベキモノ」と書いておりますが、「課

セラレタル」というのはすでに課税いたしまして……。

○小林政夫君 それはわかるのです。その課セラレベキ……。

○政府委員(平田敬一郎君) 「課セラレベキ」というのは課せらるべきである

がまだ納付していない、納税してない

と申しますか、そういう場合におきまして、両方ともやはり同じようにす

る必要があるという考え方で、両方の言葉を使つていたと思ひます。

○小林政夫君 「課セラレベキモノナルトキハ」、まだ未納税でしよう。そ

れに對して控除するとか或いは還付するとか、当該金額に相当する金額を交

付するということはおかしいじやないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは勿論還付、控除、交付につきまして実益

がある、必要があるというふうな考

ております。

○小林政夫君 いやちよつと関連して、

「課セラレベキモノナルトキハ」だからまだ課してないのだから、或

いはまあ控除するということもい

てすかね、そういう考え方で、すでに納めたものならば別だけれどもこれか

ら取ろうという、当然納めるべきもの、そうすると物品税のかかるものは全部

そういうことになるわけですね。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう手続をする必要があるかと私は思う次第

でございます。まあどつちかと申しますと、非常に例外的な場合の規定で

あることは御承知の通りであります。○田村文吉君 あの何ですか、ほかの

法案にも使つてあるようですが、所得税の第三條の三號の通常合衆国に居住

する個人という意味はどうなんでしょうか。通常という意味は……。

○政府委員(平田敬一郎君) まあこれは通常というよりはよく使つたのでござ

いますけれども、まあ主たると申しま

すか、向うへ主として居住していると申しますか、まあ勿論日本に一時滞在

すると、或いはほかの国にもよく滞在して、短期間仕事をなさるような場合もあ

り得るかと思ひますが、まあ通常の居所がアメリカにあると、こういう意味

でございます。別段それ以上の特別な意味はございません。

○田村文吉君 合衆国に居住するとい

うことだけとはどこが違うのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 合衆国に居住するといふ場合ですと日本にも居

住し、合衆国にも居住するといふような場合もあり得ると思ひます

が、まあ住はちよつと問題ですが、居所を有するやうな場合、これは数カ所

にまたがつて居所を有する場合がありますと思ひます。そういう場合は、主と

して通常合衆国に居住して居る人、こ

ういう意味でございます。従いまして、もと／＼日本にも来ておきまして

日本でいろ／＼な仕事をしておる、前から日本にすつと来ておる人、こ

う人は該当しない。向うから向うに居る人をこちらに連れて来て仕事をさせ

る場合、そういう意味の考え方であります。

○田村文吉君 実際問題とすると日本にまあ居住、居所が法的にあるか

いかは別問題として、滞在を長くしておるといふやうな人があるであ

りますが、そういう人は絶対この範囲には入れないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 通常日本

国に居住する場合がありますれば、合衆国にたとえ居所があら

なくても、これは該当しないことにいたして

おります。

○田村文吉君 そういう意味ですね。

○大野幸一君 それは政府の説明でわ

かりますけれども、日本では住所、居所、現住所と三つに分つており、住所

というのは主たる生活の根拠、こ

うことになつておるのだが、まあそ

う意味で、この通常合衆国にお

りうように解釈をして、いわゆる日本

の民法の住所に相当するといふように

解釈してよろしいか、それとは違

うのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) まあ厳密

な法律上の用語で同じよ

うかちよつと問題でございますが、大

体はそれよ

うなふに御解釈を願つて

もいと思ひます。

○大野幸一君 それからもう一つ。国

税犯取締法については、二十一年

未満の子」といふことになつて、これ

ども未成年の子のよ

うに解釈され

る。そこで今度先ほどのたばこ専売法

の特例のほうでは年令を限つていな

い、成年者一人につき二百本以内云々

となつておるのであります。この成年

者のこの準拠はどこにおくのですか。

日本の法律による成年者か、アメリカ

の成年者か、この成年者といふのは、

アメリカは二十一年未満を未成年者と

してゐるのです。

○政府委員(久米武文君) たばこ専売

法等の臨時特例の第三條第三號の成年

者といふのは、日本の法律による成年

者といふふう

に解釈して

おります。

○田村文吉君 それから同じくこの先

の所得税法の第三條の第三號の個人契

約者の「当該契約(合衆国において締結されたものに限る。)」となつてお

りますが、一体個人契約の契約者は合衆国内の契約に限つた場合を總括的に

言うのですか。そうではなくてこの条

項だけに対しては合衆国で締結された

ものに対して免税するところという意

味なんですか。いわゆる契約者とい

うことは合衆国で契約をした人を言

うのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 所得税の

点は、特にその点は問題になる場合

が多いので、特に

はつきりいたしてお

る。そのうちに追加の契約があるだ

らう、そういう場合があつた場合等が考

えられるのですが、そういうものは「

切入れない」といふことになり

ますか。

○政府委員(平田敬一郎君) その辺は

少し問題でございます。初め向うで

契約をしましてこちらにやつて来た、

こちらに居る間に又同じよ

うなものだけを免税するといふこと

で、いいじやないかと考

へておりますが、

ただ併しそういう非常な

制限を使わな

くても、結局において

本国内において結

んだと同じよ

うことであるならば、

認めるか認めないか、その

辺は実際問

題

です。

九

九

九

九

九

九

九

九

題として問題はあるかと思ひます。併しこの法文は文字通り合衆国におきまして締結した契約という事によつては、範圍内で私も扱ひをきめたいと思ひます。

○大矢半次郎君 先ほどの契約者というものが大分問題になつて居るのですが、これは行政協定のほうには別に明文がないようであります。

○政府委員(平田敬一郎君) この点は実は行政協定にも明文がございまして、十四条が契約者につきまして包括的な一種の特別扱いを認める規定になつて居ります。行政協定の中では各条項ごとに入れないで、特に契約者は別途に一條を設けて、それに對しましては、それによつて行政協定の中のどういふ事項につきまして軍人軍属と同じ扱いをするか、特別に列挙いたしまして規定いたしておる次第でございまして。

○大矢半次郎君 私よく検討しておりますが、各条項に契約者の条文が出て居るのは、今お話の行政協定の第十四条ですか、これの実施規定と、こう考へてよろしいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでございまして、十四条を実施するためにこの各条項の中で、それによつて問題がはつきりして来ますので、契約者に當る場合におきましてはそれによつて軍人軍属にならぬとして認めておる次第でございまして。

○大矢半次郎君 いろいろ御説明を伺つても、その範圍を非常に政府のほうでも限定しようとしておられるようでありまして、法文を見て、確にそれが現われて来ない。今後の運用がどうなるかという事は非常に懸念されておるようでありまして、その点について何か明確な線を引くというふうな方法はないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ほどもありましたように、通常合衆国に居住する者でなければならぬ、例へばアメリカ人かといへども日本に通常居住するアメリカ人に対しては、この扱ひは認めない、これは日本の請負業者と同じ資格で恐らく競争入札等に參加する人もあるだろうと思ひますが、そういふ人は認めない。それからもう一つは軍隊の一定の施設を請負うために、例へばそれだけで日本で仕事をし、それ以外の仕事は日本においては一切しない、若し併せてほかの日本の仕事をやるというふうな事になりまして、この資格は得られない。この二点が実は非常に大きな制限になつておる。それと所得税におきましては免税の範圍を更に一層明らかにするために、免税になる部分は飽くまでも合衆国において締結したもので、こういふものに基づくもので、法律の建前には、それによつておることを明らかにいたしておる。どうも日本において通常調達することの困難な仕事を請負う者に限るといつたようなことは、法文にいたしましては、どうも少し私ども適当ではない、その辺は結局運用の問題として双方がよく話合つてやつて行けば、さういふ点はいいのではないかと。どうも弊害があつてしまふ行かないような場合におきましては、或いはこゝろの特典を許さるかどうかという事を考へ直すといふことにむしなるべきでありまして、法文といつたし、これはやはりどうもさういふ程度の制限

と申しますか、限定しかりやばり考へられないのではないかと考へておる。○波多野君 今の通常合衆国に居住するの法人も含んでおるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 法人のほうは合衆国の法律に基きます。○波多野君 合衆国の法律に基いて組織された法人の代理者というか、代表者というものが日本にやつとつて、さうして軍の契約を一手に引受けてやるといふために日本に代理人がちゃんとおるといふ場合はどうなすか。

○政府委員(平田敬一郎君) その場合はその法人の被用者と申しますか、使われておる人がやはり通常合衆国に住んでおる人がさうしてさうしてこちらに来る、さういふ場合に限定されるということでありまして。

○波多野君 さうすると二重限定を受けるのです。法人が合衆国の法律によつて設立されておるといふことと、代理人或いは被用者が通常合衆国に住居するものといふもので、例へば一年なり半年なり今日日本に来てやつておる者はこの法律の適用を受けるわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体さういふこととございまして。例へばこの所得税法の特例の第三条の第四号にその趣旨が明らかになつておる。『合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人で建設等契約に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの(以下「法人契約者」といふ。』と稱しておるが、被用者、括弧して通常合衆国に居住するものに限る以下

同じ、さういふことを法文で明らかにいたしておる。○波多野君 その代理人或いは被用者というものが一年なり二年なり日本におつてもいいでしようね、それは。

○政府委員(平田敬一郎君) これは期間の問題でございまして、大体アメリカの所得税法によりますと、給与所得は一年半以上アメリカの本国を離れまして外国で居住いたしましたことで給料等をもつておる場合、これはアメリカの所得税がかからないことになつておる。それ以内の場合におきましてはすべてアメリカの所得税がかかるという事になつておるのでございまして、従つて非常に長くなりまして、両方からならないこと、これは不公平でございまして、どちらかはかけるということにいたしておる次第でございまして。實際問題として一年半以上になる場合は殆んどないのではないかと思ひますけれども、その辺は實際問題としてはあるかも知れません。

○波多野君 さういふ國際的な何か協定といつたものは、又新しい法律案が出て来るのですか、さういふ問題についてはこの中にありますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の第三条の二項に規定を設けておりました。二項では、軍人、軍属も同様でございまして、個人契約者又は法人契約者の被用者が日本国に居所を有することにより合衆国の所得税を課せられない場合には、当該所得については免税の規定を適用しないという規定を入れておりました。少くともどちらかかけることにいたしておる。

○波多野君 日本に居所があるといふのはどういふふうにして判定するのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 居所は日本に居住しておればよいといふことであらう。所得のほうは当然普通日本におればよいのであります。日本の所得のほうは一年以上居住がございすれば無制限納税義務者になります。一年未満の者は制限納税義務者といつたしまして、やはりたつた一カ月、二カ月居所があるものにつきましても日本において課税します。

○波多野君 さうするとたばこもあれも同じことですか。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題は特に継続的に問題になります。この所得税の場合に特に問題が出ますので、こまかにいたしておるのであります。たばこや関税等の場合は最初輸入したり、或いは外国から持つて来る場合の状態をきめて、あとはやはりそれを他に処分した場合には課税する、処分しない以上その資格がなくなつたから課税するといふこと、さういふことでもいいのじやないか。従つて法文といつたし、従つてもあつたものという字句を使つておる。例へば軍人であつた人が免税を受けた品物をあとで処分したら関税がかかると。さういふことと、さういふことと、本人がさういふことにおきまして引続き使つておる間は、例へば資格がなくなつても、その際に課税するのは少し行過ぎである、他に処分した際に課税するといふことになつておる。

○小林政夫君 今の分ですが、合衆国で所得税をかけられておるかかけられておらないかというのはどういふふう

にしてわかりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先ほど申上げましたように給与所得につきましても、アメリカの税法は、大体一年半以上外国に勤めましてそこで仕事をし給与所得があるという場合におきましては、仮にまだ住所がアメリカにあるという認定が受けられるような場合におきましては課税しないというアメリカの所得税法になつております。従いましてそういうふうな該当する場合におきましてはこれはやはりこの免税の特典は認めないことにして、こちらで課税する、こういうことに相成ろうかと思ひます。

○小林政夫君 そういう原則が確立しておつても当該人が一年半以上日本におるかどうかということ、何万人という人についてあなたのほうでお調べになつてわかつていないだらうと思ひますが。

○政府委員(平田敬一郎君) 何万人というお話でございましたが、私も契約者及び被用者はそんなに多いとは考へていないのでございますが、勿論これにつきましてもは相当なところの所得のある人等につきましては勿論事実を明らかにいたしまして、法律を適用すべき場合におきましては適用することにしたいたしたい。それと今後は二重課税の防止に関する協定をアメリカとの間に結ぶつもりでございまして、この協定の中には課税上の協定義務に関する規定をお互いに設けたい。それによりまして相互に資料の通報等を行つて考えたいと思ひます。そういう際におきましてよく注意いたしまして遺憾なきを期する、という考えでおるのでございまして。

○政府委員(泉義之松君) ちよつと局長の御説明に追加して申上げておきますが、行政協定の十四条の三項により

ましてこの契約者及び被用者につきましても、日本政府にその氏名及び到着年月日、それから日本に滞在期間中の居所、それから日本を出発する場合の出発等につきまして通報を受けることになつております。

○田村文吉君 支店はどのなんですか、若し契約者が日本に支店を設けようとする場合。

○政府委員(平田敬一郎君) 支店を設けましてその支店でもつばら合衆国において契約しました契約を履行するためだけに従事する人が来てやつておる、こういう場合におきましては勿論これに該当すると思ひますが、併し事務柄の性質上特に支店を設けるというやうな問題は出て来ないのではないかと思ひます、この免税条件に該当するやうな契約者の場合におきましては併しそういう人が更に日本の他の仕事でもやりたいということになりますと、これはもう資格がなくなるということになりますので、必ずしも支店を設けるということまで行く場合はないのじやないか。むしろそういうことをやめて今度は日本で仕事を始めよう、こういう工合になるかと思ひますが、そういう場合には資格がなくなりまして普通のアメリカ人の請負業者として日本の仕事をすることになりまことに相成るやうかと思ひます。

○田村文吉君 私支店と言ひましたけれども出張所とか、そういう意味でやつて行くという場合に日本に在来いた人のほうが大變都合がいいから、あなた一つ出張所の所長になつてやつてくれということはある得ると思ひますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 通常アメリカに居所を有する人でございませんと該當いたしません、そういう人を使うというやうな場合にはちよつと各税法とも該當しないのじやないかと思ひます。

○小林政夫君 そういう場合にはそういう出張所の主任を在来日本におつた人を使うというやうなことがあつてもこの税法上の特典は得られないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その通りでございます。

○小林政夫君 今の第二項ですが、この個人契約者又は法人契約者の被用者はこれは万という数字じやないと思ひますが、必ずしもそうではない、軍隊の構成員、軍属、或いはそれらの家族というのをも入るのでしよう、第二項はそれから契約者等の被用者についてはわかりませんが、今の課長の話で課長の言われるやうな方法をとればわかるのですが、軍隊の構成員、軍属或いはそれらの家族というのはいかゞ、わかりにくいのじやないかと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) これは軍隊の構成員、軍属又はその家族に日本で所得税を課税する場合、これは今申上げましたことのほかに、例えばPX等におきまして従来から日本に居住しておるアメリカ人たる軍人さんの家族が勤めておる。そういう場合におきましてはやはり一年半以上になるとアメリカの所得税はかからなくなつて来る。そういう場合には日本の所得税をかける。お互いにポケットを作らないやうに少くともどちらかの所得税をかける。こういう趣旨でございまして。軍人さん自體の場合には問題ないと思ひますが、家族の場合にはあり得ると思ひま

す。どうして調べるかという問題でございしますが、これはやはり源泉徴収の場合が多いかと思ひます。よくPX等におきまして日本人に課税します際に資料を集めて調べるといふことになろうと思ひます。

○委員(平沼彌太郎君) それでは只今の法案に対する質疑は本日はこの程度にいたします。

○委員(平沼彌太郎君) 一つお諮りいたします。本日通商産業委員会より貴金屬管理法の一部を改正する法律案について連合委員会開催の申入れがありました。本件について通商産業委員会の申入れ通り連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。なお時日等は委員長に御一任願ひいたします。

○小林政夫君 こちらのほうから連合審査を申入れてもらいたいと思つておるのがあるのですが、これは経済安定委員会において今審議中の外資に関する法律の一部を改正する法律案、これはいわゆる外資の關係でありましてから我々としても審議したいと思ひますので、お諮り願ひたい。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。只今小林委員から御発言の外資に関する法律の一部を改正する法律案について、経済安定委員会に対して連合委員会を申入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

○小林政夫君 その前に、連合審査を開くことにきまればこれに関する恐らく新旧対照表とか、資料が出てくると思ひます。これをもちつておいて頂きたい。

○委員(平沼彌太郎君) それでは本日の委員会はこれを以て終了いたしました。

午後三時四十一分散會

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案

とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約以下「条約」という。）に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

4 この法律において「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し又はこれに随伴するもの（通常日本国に在留する者並びに通常合衆国に居住する個人及びその者又は合衆国の法律に基いて設立若しくは組織された法人の被用者で合衆国軍隊のための合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く。）をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十才未満の子並びに父母及び二十才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

6 この法律において「軍人用販売機関等」とは、合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピーエックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆国の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機関で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

7 この法律において「契約者等」とは、通常合衆国に居住する個人又は合衆国の法律に基いて設立若しくは組織された法人で、条約第一条に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することに日本国が同意した施設及び区域の建設、維持又は運営、軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ。）に關して合衆国政府と締結した契約に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの及び通常合衆国に居住する個人のうち、当該事業のためにのみ被用されている者で当該事業に従事するためにのみ日本国にあるものをいう。

8 この法律において「製造たばこ」とは、たばこ属の植物の葉を主原料とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供しうる状態に製造したものをいう。

9 この法律において「製造たばこ用巻紙」とは、製造たばこのさや紙用に製造された紙をいう。

10 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物で塩専売法第一条第一項に規定するものをいう。

第三條 左に掲げる場合には、日本専売公社の委託又は許可を受けないで、製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩を輸入することができない。

一 合衆国軍隊がその用に供するために輸入する場合で、当該軍隊がその用に供するために輸入することにつき合衆国軍隊の権限ある官憲により証明された場合

二 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の用に供するために輸入する場合で、当該機関がこれらの者の用に供するために輸入することにつき合衆国軍隊の権限ある官憲により証明された場合

三 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等が、その私用に供するために成年者一人につき二百本以内の紙巻たばこ若しくは二百グラム以内のその他の製造たばこ又は相当量の塩を携帯品として輸入する場合

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の私用に供するために二百本以内の紙巻たばこ又は二百グラム以内のその他の製造たばこを合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送される場合

製造たばこについては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第九号）第六條第四号又は第六號の規定は、前項第三号又は第四号に規定する方法により輸入されるものうちこれらの号に規定する量を超えない部分についてのみ適用し、同法第九條第四号の規定は、前項第四号の場合にのみ適用するものとする。

（譲渡等の制限の特例）
第四條 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これら者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であつた者は、たばこ専売法第六十六條第一項又は塩専売法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により輸入された製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族又は契約者等に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩を譲り渡す場合において、その相手方は、たばこ専売法第六十六條第一項又は塩専売法第四十二條第一項の規定にかかわらず、これを譲り受けることができる。

附則
1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行前に連合国軍の権限ある官憲の正当に認証した証明書により輸入した製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩は、第四条の規定の適用については、第三条第一項の規定の適用を受けて輸入したものとみなす。

四月十二日日本委員会に左の事件を付託された。
一、昭和二十六年産米超過供出分に對する免税の請願（第一五三九号）
一、信用協同組合の育成強化に關する請願（第一五九四号）
一、水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃

に關する陳情（第八二二号）
第一五三九号 昭和二十七年三月三十一日受理
昭和三十二年産米超過供出分に對する免税の請願
請願者 鹿兒島市山下町三七鹿兒島町村議會議長 内 高野季信
紹介議員 島津 忠彦君 西郷 隆君 吉之助君 佐多 忠

本年の食糧事情は、内外の諸状況により悪化の傾向をたどると伝えられているので、本年度産米の確保は喫緊と思われるから、昭和二十六年産米超過供出分に對しては免税の措置を講ぜられたいとの請願。
第一五九四号 昭和二十七年四月三日受理
信用協同組合の育成強化に關する請願（二通）

請願者 静岡縣清水市末広町一 清水信用組合長 小川 隆三外四名
紹介議員 境野 清雄君
中小企業の金融機関として全国に三百有余の信用組合があるが、信用金庫法の施行によつて、預金受入れの範圍が縮小され、業務の遂行に多大の支障を受けているから、信用組合に對する員外預金の制限をすみやかに撤廃する等信用組合の育成強化を図られたいとの請願。

第八二二号 昭和二十七年四月一日受理
水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に關する陳情（二通）
陳情者 熊本縣知事 桜井三郎外

二

二

二

二

二

二

一名

砂糖の統制撤廃によりその価格が国際価格にさや寄せされることは必至であり、砂糖価格の下落は、でん粉工業に波及し、終局的にはいも作農民の犠牲となるが、これは農業を育成して国内食糧の自信を拡大し国家の独立を保持する上からも看過することのできない重大問題であるから、いも作保護の立場から水あめ、ぶどう糖の物品税を撤廃せられたいとの陳情。

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁